

第 17 回胎内市美術展覧会開催要項

《美術展 ジュニア美術展》

主催：胎内市教育委員会

主管：胎内市生涯学習課

後援：胎内市美術協会

- 1 趣 旨 各分野で創作活動を進めている人たちの作品や、園児・児童・生徒の優れた作品を一堂に発表する場を設け、多くの市民に鑑賞する機会を提供し関心を高めてもらうとともに、美術活動の促進と発表機会を充実させることにより、美術水準の向上を図ることを目的に開催する。
- 2 会 期 令和 5 年 10 月 28 日（土）～10 月 31 日（火）
午前 9 時～午後 5 時 00 分（ただし、最終日は午後 4 時まで）
- 3 会 場 胎内市総合体育館～ふれすぽ胎内～（胎内市清水 9 番地 7）
- 4 応募規定 美術展覧会は、『美術展覧会出品規定』による。
ジュニア美術展覧会は、『ジュニア美術展覧会出品規定』による。
- 5 展 示 （1）展示された作品は、会期中どのような事情があっても搬出することはできません。
（2）展示については出品者が異議を唱えることはできません。
- 6 保管責任 作品は慎重に取り扱いますが、やむを得ない事情で発生した事故等による破損・滅失等についての責任は一切負いません。

【事務局】

生涯学習課 社会教育係

胎内市築地 3269

（築地農村環境改善センター内）

TEL 0254-45-3101

FAX 0254-45-2050